

平成 22 年 3 月 4 日
国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所

お 知 ら せ

1. 件 名

かんいだいしっこう
所有者不明船舶を強制撤去（簡易代執行）

2. 概 要

長良川左岸 9.4k 付近（桑名市長島町下坂手地先）において、平成 22 年 3 月 9 日（火）13 時より、河川法第 75 条第 3 項に基づき所有者不明の船舶 33 隻及び船台 1 台を強制撤去（簡易代執行）いたします。

下坂手地先では不法係留状態が長く続いており、これまで看板の設置等により船舶を撤去するよう指導を続けてきましたが、未だに是正されない状況にあります。そのような中、平成 21 年 10 月 8 日の台風 18 号による船舶の転覆や沈没により燃料が流出し河川水を汚濁する被害が発生しました。これ以上放置することは適正な河川管理を行う上で支障が大きいいため所有者不明の船舶について、平成 22 年 1 月 25 日付け河川法第 75 条第 3 項の監督処分（簡易代執行）を行う旨の公告を行い、平成 22 年 2 月 24 日の除却期限を経過しても撤去されない船舶を強制的に撤去するものです。

なお、所有者の判明している船舶については、平成 22 年 1 月 25 日付け河川法第 77 条第 1 項に基づく指示書を交付し、自主的に撤去するよう指導した結果、40 隻が自主的に撤去し残り 6 隻となっております。これらの船舶に対しては引き続き自主撤去の指導を強化します。

下坂手地先における不法係留の状況 （平成 22 年 3 月 3 日時点）

	簡易代執行の対象	
	所有者不明船舶	所有者不明 工作物
H22.1.25	38 隻	船台 3 台
H22.3.3	33 隻	船台 1 台

※所有者不明船舶の減少分 5 隻のうち、2 隻は所有者が判明したため指示書を交付し自主撤去を求めている。残り 3 隻と船台 2 台は自主的に撤去された。

3. 簡易代執行開始日時 平成 22 年 3 月 9 日（火）13:00

なお、気象条件によっては変更となる場合があります。作業中止に関するお問い合わせは「11. お問い合わせ先」の占用調整課までお願いします。（AM8:30～PM5:15）

4. 簡易代執行実施場所

長良川左岸 9.4k (桑名市長島町下坂手地先)

5. 作業日程 3月 9日(火) 13:00~16:30頃まで

3月10日(水) 9:00~16:30頃まで

3月11日(木) 9:00~16:30頃まで

3月12日(金) 9:00~16:30頃まで

3月15日(月) 9:00~12:00頃まで

(3月15日の午後及び3月16日は予備日)

6. 作業状況について

作業終了後、木曾川下流河川事務所のホームページに当日の作業状況についての報告を掲載いたします。

アドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/index.html>

7. 取材について

- ・ 現地取材は可能ですが、安全管理上、作業区域への立ち入りを制限させていただきますので、当日の取材、撮影場所については、職員の誘導に従っていただきますようご協力をお願いいたします。
- ・ 現地取材の際は、現地本部受付までお立ち寄りください。また、現地取材中は所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いいたします。
- ・ 作業を安全かつ速やかに進める必要があるため、広報担当職員以外の職員や請負業者作業員への取材はお断りいたします。

8. 配付資料

(1)位置図

(2)平面図

(3)現況写真

9. 解 禁 指定なし

10. 配布先 三重県政記者クラブ、桑名記者クラブ、津島記者クラブ、大垣記者クラブ、

11. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

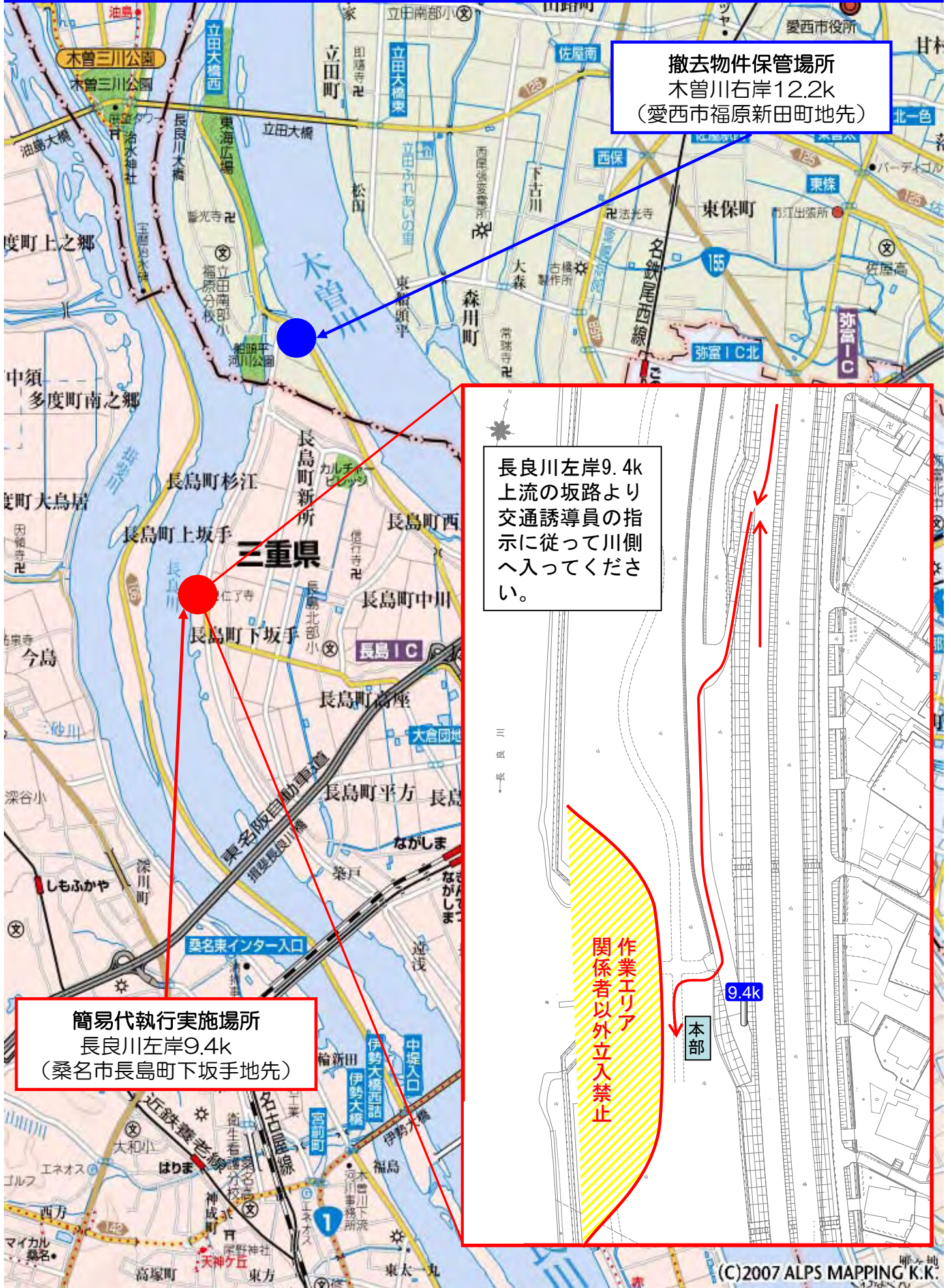
占有調整課長 山田 裕代

占有調整指導官 田中 勝博

TEL 0594-24-5718 FAX 0594-24-5725

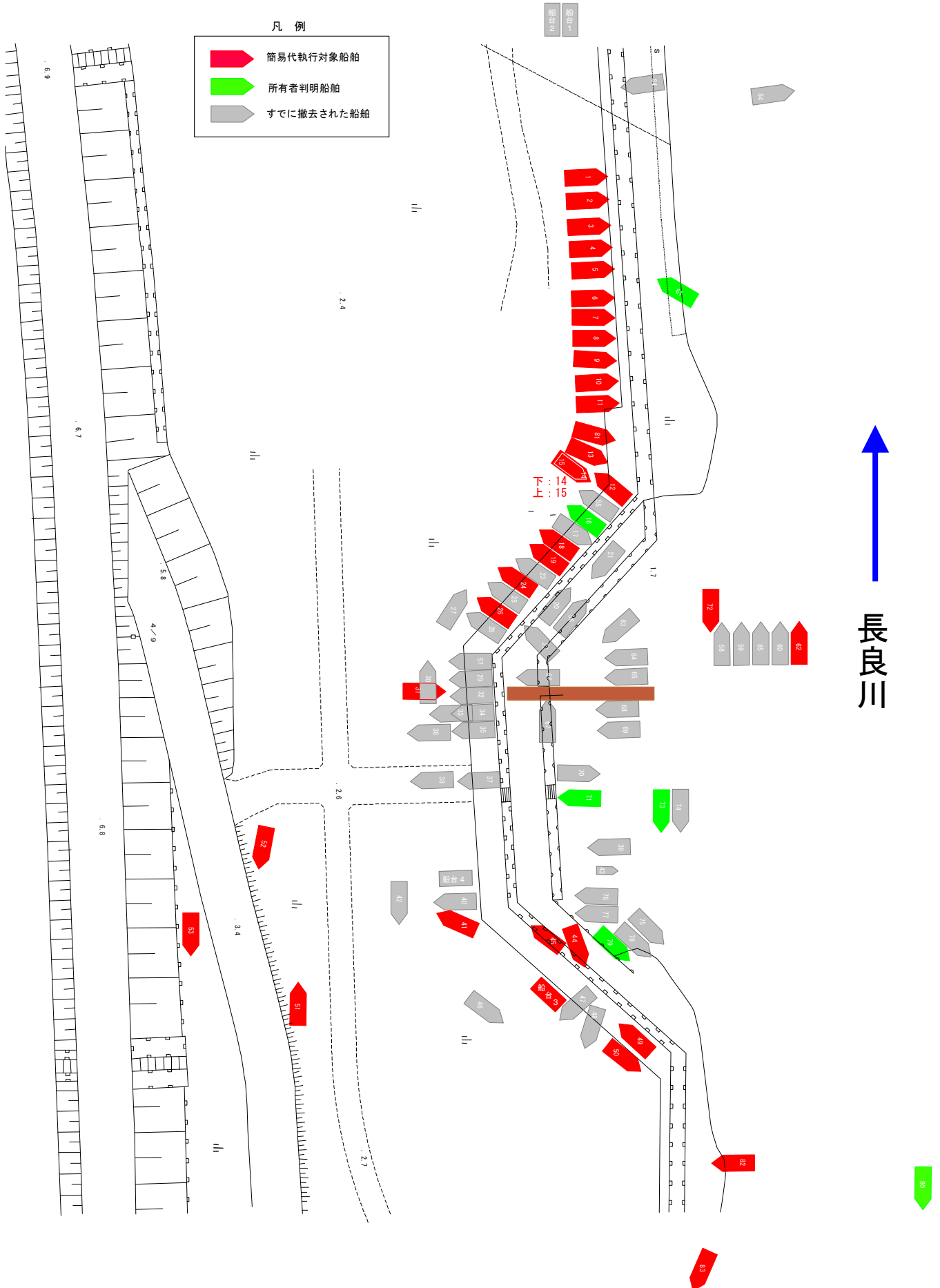
(AM8:30~PM5:15)

位置図



平面図

最終確認日：平成22年3月3日



現況写真



簡易代執行の公告（平成22年1月25日撮影）